

# 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会定款施行規則

## 目 次

- 第一部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会人事規則
- 第二部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則
- 第三部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任施行規則
- 第四部 役員選任施行規則関係様式
- 第五部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会諸規程に関する規則

## 第一部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 人事規則

第1条 本会の役員及び職員に関する人事については、本会の定款に定める他はこの規則の定めるところによる。また、この規則は、本会の人事に関して必要な規範を定め、的確な人事管理とこれに伴う事務諸手続きを明確化し、円滑に推進処理することを目的とする。

第2条 本会の理事及び監事は、本会の定款第21条の規定に基づき本会総会において選任する。理事及び監事は、選挙で選出することとする。

2 会長、副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 本会総会議長は、本会の定款第15条の規定に基づき選任し、任期は次の総会が行われる前日までとする。

4 本会総会議長は、本条第1項で選出された者を定款第21条に基づき議決し、選任することとする。

5 本会総会議長は、前項で選任された者にすみやかに辞令を交付するものとする。

第3条 本会役員を受諾した理事及び監事にあつては総会議長に、別表の誓約書をすみやかに提出するものとする。

第4条 本会会長は、顧問及び名誉会員をおくときは、委嘱辞令を交付するものとする。

2 定款第12条に規定する名誉会員は次の通り定める。

(1) 多年にわたり本会に在籍し、本会の事業又は薬学の発展に顕著な功績が認められた、概ね60歳以上の会員の中で、理事会の推薦を受け総会の承認を得た者とする。

(2) 名誉会員の資格は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り生涯とする。

(3) 総会で承認された名誉会員は、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

第5条 会長は本会の役員又は会員並びに学識経験者に対して、本会の職務を分担委嘱した場合は当該職務の委嘱辞令を当該役職員となる者に交付するものとする。

第6条 本会役員及び役職員がその任期中に、その職を辞するときは、辞任届をそれぞれ任用された議長又は会長に提出するものとする。

2 当該役員及び役職員は前項の辞任届の受理承認があるまでは、なおその責務を負う義務があるものとする。

第7条 この規則第2条、第5条の規定にもとづく役員について者は、本会事務局に履歴を記録し、これを本会文書取扱規程にもとづき管理保存するものとする。

第8条 本会の職員の採用を決定する場合は、会長、副会長の合議により決定するものとする。

2 前項の規定により採用を決定した場合は、雇用契約書を取り交わし、会長は採用辞令を交付するものとする。

第9条 この規則第8条の規定にもとづき本会職員に対して諸辞令の交付を行った時は、その者の履歴を記録し、これを本会文書取扱規程にもとづき管理保存するものとする。

第10条 この規則の改廃は総会の議決を経なければならない。

#### 附 則

この規則は平成23年 月 日より施行する。

別 表

# 誓 約 書

平成 年 月 日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会

総 会 議 長 様

住 所

施設名

氏 名

印

このたび、私は社団法人埼玉県病院薬剤師会の を受諾いたしましたが、この職の任期期間中は本会定款及び諸規則、規程を遵守し誠心誠意その職務に努め、会員より付託された業務を忠実に執行することを誓います。

なお若し任期期間中に私の責任において、本会並びに会員に対して金銭的または物質的損害を与えた場合は、これを弁償することをお約束いたします。

## 第二部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則

### (目的)

第1条 この規則は、定款第21条第1項の役員を選任に関して、その円滑な運営と公正適正な管理下において、実施することを目的とする。

### (選出)

第2条 定款第21条第1項の役員については、この規則により選挙で選出することとする。

2 定款第21条第3項の役員は、理事会の決議によって理事の中から選定することとする。

### (選任)

第3条 定款第18条第3項にもとづき総会において総会議長は定款第20条の理事および監事について議決し、選任する。

### (任命)

第4条 本会総会議長は、前条で選任された役員にすみやかに辞令を交付するものとする。

### (委員会)

第5条 第2条第1項により規定する選挙を行うため選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第6条 委員会は委員3名以上5名以内をもって構成し、委員は本会の正会員の中から会長が指名する。

(1) 定款第20条に規定する役員は委員に指名することはできない。

(2) 委員長および副委員長は委員の中から互選により選出する。

### (委員会の業務)

第7条 委員会は以下の業務を行う。

(1) 理事候補者の選出に関すること

(2) 監事候補者の選出に関すること

(理事及び監事選出業務)

第8条 委員会は理事及び監事の選出に関し、以下の業務を行なう。

理事及び監事選出の実施日程等の確定と公示

委員長は、選挙日の60日前までに、選挙に必要な事項を会員に公示しなければならない。選挙日は総会開催日とする。

2 理事及び監事候補者の届出

(1) 自ら理事及び監事候補者になろうとする者は、理事及び監事の選挙公示日から20日以内に、委員会の定める所定の文書で委員長に届け出なければならない。

(2) 理事及び監事候補者を推薦する者は、会費を完納している正会員の推薦人5名以上の連署で委員長に届け出なければならない。また、推薦人は複数の候補者を推薦することはできない。

3 委員会は前項において提出された書類について審査を行い、候補者として適格と認めた場合は、選挙に必要な事項を総会資料として、総会開催時に会員に配布しなければならない。

(立候補辞退)

第9条 立候補を辞退しようとする場合は、選挙日の7日前までに辞退届を委員会に提出しなければならない。

(理事及び監事の選挙権及び被選挙権)

第10条 理事の選挙権及び被選挙権は、次の区分に応じそれぞれに定めるものが有するものとする。

(1) 選挙権については、総会開催日に本会正会員であれば誰でも選挙資格を有する。

(2) 理事の被選挙権については、本会正会員であれば誰でも被選挙資格を有する。

ただし、選任を行う日を基準として、1年以上にわたり正会員として在籍している者でなければならない。

(3) 監事の被選挙権については、本会の業務に精通した者又は関係法令及び会計規則に精通した者であれば誰でも被選挙資格を有する。ただし、理事を兼ねることはできない。

\*「本会の業務に精通した者」とは、本会の理事会、部会、委員会などの活動歴を有する者を指す。

\*「関係法令及び会計規則に精通した者」とは弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士などを指す。

#### (選挙)

第11条 この規則第2条第1項に定める役員は過半数の賛成を得た者が選任される。

ただし、過半数の賛成を得た候補者が定員を超えた場合、候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

2 理事候補者の確定は、得票順上位15人以上20人以内とし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。

3 この規則第2条第1項に定める役員が定員に満たない場合は補欠選挙を行う。

#### (会長の選出)

第12条 会長の選出は、本規程第10条に規定する理事選任の決議に引きつづき、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行う。

2 前項の規定により会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されるものとする。

#### (副会長の選出)

第13条 副会長の選出は会長の選挙に引きつづき、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行い、得票順に2人以上3人以内を選定する。

2 前項の規定により副会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されるものとする。

第14条 選挙及び補欠選挙の方法については、別に定める。

第15条 選挙の結果については、総会において委員長が議長に報告し、この規則第2条第1項に定める役員の選出を行ったこととする。

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は施行規則において定める。

第17条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成24年3月22日から施行する。

### 第三部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任施行規則

第1条 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則（以下「役員選任規則」）を円滑に実施するため、この施行規則を定める。

第2条 役員に選出されようとする者は、病院長等の施設長より事前に内諾書をとらなければならない。

2 前項に規定する内諾書は、別紙様式とする。

第3条 役員選任規則第8条(1)に規定する必要事項は、次のとおりとする。

- (1) 選挙の名称または被選挙人
- (2) 立候補の届出期日または届出締切日
- (3) 立候補の届出先
- (4) 選挙管理委員会の構成
- (5) その他選挙を行うに必要な事項

第4条 役員選任規則第8条第2項(1)に規定する提出書類は次の通りとする。

- (1) 様式第1号による内諾書
- (2) 様式第2号による立候補届
- (3) 様式第3号による略歴書

第5条 役員選任規則第8条第2項(2)に規定する提出書類は次の通りとする。

- (1) 様式第4号による推薦書
- (2) 様式第1号による内諾書
- (3) 様式第5号による承諾書
- (4) 様式第3号による略歴書

2 前項の推薦書は、会費を完納している正会員5名以上の署名捺印がなくてはならない。

3 被推薦人の承諾書をもって、立候補届とみなす。

第6条 役員選任規則第9条に規定する辞退届は、様式第6号によるとする。

第7条 選挙における投票権を有する者は、選挙時議場内にいる正会員とする。ただし総会議長、副議長および役員選任規則第6条にもとづく選挙管理委員会委員（以下「委員」という）は、投票権を有しない。

第8条 選挙における投票用紙は、様式第7号とし、役員選任規則第5条にもとづく選

挙管理委員会（以下「委員会」）が管理する。

第9条 選挙における投票用紙の記載は、投票しようとする候補者氏名の上欄に○印を記入し、所定の投票箱に投票する。

2 ○印の記入は定数以内とし、それ以上つけたものは、無効とする。

第10条 選挙における開票は委員会が行う。

2 総会議長は、議場内にいる正会員の中から1名以上3名以内を立会人に指名し、開票作業に立ち合わせる。

第11条 選挙における開票結果から過半数を得た者を、役員選任規則第2条第1項に規定された選挙による選出者とする。ただし、過半数の賛成を得た候補者が定員を超えた場合、候補者の中から得票数が多い順に定数枠に達するまでの者を選任する。同点者の生じた場合は抽選によって決する。

第12条 前条の選挙において、第一回投票で過半数を超えた候補者が定員に満たなかった場合、これらの候補者について再投票を行い、過半数の得票者をもって決定する。

2 再投票で決定しない場合は、委員会で協議し決定する。

第13条 役員選任規則第6条に規定された選挙管理委員会委員長は、総会議長に対し選挙結果により決定した当選者を役員選任規則第2条第1項に規定された選挙による選出者として報告する。

2 立会人は前項の報告について、適正に行われたかを総会議長に報告する。

第14条 委員会は公示から前条報告までを文書に整理し、立会人の署名捺印および委員全員の署名捺印のもと、総会議長に報告書を提出し受理された時点で解散とする。

第15条 この施行規則に定めるもののほか、実施について必要な事項は委員会で別に定める。

第16条 この施行規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

## 附 則

この施行規則は、平成24年3月22日より施行する。

## 第四部 役員選任施行規則関係様式

- ① 様式第1号 (第2条関係) 内諾書
- ② 様式第2号 (第4条関係) 立候補届
- ③ 様式第3号 (第4条関係) 略歴書
- ④ 様式第4号 (第5条関係) 推薦書
- ⑤ 様式第5号 (第5条関係) 承諾書
- ⑥ 様式第6号 (第6条関係) 辞退届
- ⑦ 様式第7号 (第5条関係) 投票用紙

様式第1号（第2条関係）

# 内 諾 書

平成 年 月 日

社団法人埼玉県病院薬剤師会  
選挙管理委員会様

施設住所

施設名

職 名

氏 名

印

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則及び同施行規則に基づき  
当施設の次の者が候補者となることを内諾します。

氏 名： \_\_\_\_\_

候補種別： \_\_\_\_\_

# 立 候 補 届

平成 年 月 日

社団法人埼玉県病院薬剤師会  
選 挙 管 理 委 員 会 様

勤務先住所

勤務先名称

氏 名 印

私は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則及び同施行規則に基づき  
一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 に立候補しますので、下記の書類を  
添えて届け出ます。

## 記

1. 所属施設長の内諾書
2. 略歴書

様式第3号（第4条、第5条関係）

# 略 歴 書

平成 年 月 日

社団法人埼玉県病院薬剤師会  
選挙管理委員会様

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(生年月日： 年 月 日生 満 歳)

現 住 所

勤務先住所

勤務先名称

厚生労働省薬剤師名簿 登録年月日： 年 月 日

登録番号： 第 号

埼玉県病院薬剤師会入会年月： 年 月

学 歴： 年 月

職 歴 年 月

年 月

埼玉県病院薬剤師会及び関連団体役員歴

年 月

年 月

(註) 学歴、職歴、役員歴は適宜書き加え添付してよいこととする。

# 推 薦 書

平成 年 月 日

社団法人埼玉県病院薬剤師会  
選 挙 管 理 委 員 会 様

私たちは、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則及び同施行規則に基づき、  
次の者を一般社団法人埼玉県病院薬剤師会の 候補に推薦します。

被推薦者所属施設名： \_\_\_\_\_

被 推 薦 者 氏 名： \_\_\_\_\_

推薦者（会費を完納している正会員5名以上の署名捺印）

代表者

- |    |           |          |         |
|----|-----------|----------|---------|
| 1. | 施設名 _____ | 氏名 _____ | 印 _____ |
| 2. | 施設名 _____ | 氏名 _____ | 印 _____ |
| 3. | 施設名 _____ | 氏名 _____ | 印 _____ |
| 4. | 施設名 _____ | 氏名 _____ | 印 _____ |
| 5. | 施設名 _____ | 氏名 _____ | 印 _____ |

（註）

- 1 候補者が自ら立候補しない場合は、推薦者代表が被推薦者の承諾書を取り内諾書および略歴書を添えて提出すること。
- 2 推薦者が5名を超える場合は、裏面に記載すること。

様式第5号（第5条関係）

# 承 諾 書

平成 年 月 日

社団法人埼玉県病院薬剤師会  
選 挙 管 理 委 員 会 様

勤務先住所

勤務先名称

氏 名 印

私は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則及び同施行規則に基づき、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 候補に推薦されましたので、このことについて承諾します。

（註） 内諾書及び略歴書を添えて届け出ること。

様式第6号（第6条関係）

# 辞 退 届

平成 年 月 日

社団法人埼玉県病院薬剤師会  
選 挙 管 理 委 員 会 様

勤務先住所

勤務先名称

氏 名 印

私は、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会役員選任規則及び同施行規則に基づき  
一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 の候補者となりましたが、  
このことについて、辞退することに致しましたので届け出ます。

## 第五部 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会諸規定制定に関する規則

第1条 この規則は、本会の運営に関して、その細部にわたる諸規定の制定を定め、適正かつ円滑迅速な事業の推進を図ることを目的とする。

第2条 本会の定款を施行するに当たっては、定款ならびに諸規則に定めるものの外、この規則により制定された諸規定の定めにより施行するものとする。

第3条 この規則により制定することが出来る諸規定は、次のとおりとする。

- (1) 会員規程
- (2) 組織規程
- (3) 役職員の職務に関する規程
- (4) 文書管理規程
- (5) 監査規程
- (6) 表彰規程
- (7) 慶弔規程
- (8) 会計処理規程
- (9) 会費等賦課徴収規程
- (10) 報酬及び費用弁償規程
- (11) 旅費規程
- (12) 生涯研修センター運営規程

第4条 前条の諸規程の改定については、本会理事会の議決を経て施行することが出来る。

第5条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。